

JIS

地理情報－データ製品仕様

JIS X 7131 : 2014
(ISO 19131 : 2007, Amd. 1 : 2011)
(APA)

平成 26 年 2 月 25 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 情報技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 蒔 和 仁	東洋大学
(委員)	伊 藤 智	一般社団法人情報処理学会情報規格調査会
	今 中 秀 郎	日本電信電話株式会社
	榎 本 義 彦	日本アイ・ピー・エム株式会社
	大 石 奈津子	一般財団法人日本消費者協会
	小 野 文 孝	東京工芸大学
	神 保 光 子	日本電気株式会社
	稲 垣 浩	総務省行政管理局
	菅 野 育 子	愛知淑徳大学
	関 根 千 佳	株式会社ユーディット
	竹 下 眞 仁	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	竜 田 敏 男	情報セキュリティ大学院大学
	戸 村 哲	独立行政法人産業技術総合研究所
	中 山 康 子	株式会社東芝
	西 山 茂	新潟国際情報大学
	松 井 俊 弘	総務省情報通信国際戦略局
	三 宅 滋	株式会社日立製作所
	山 田 次 雄	一般財団法人日本規格協会
	山 寺 智	日本銀行金融研究所

主 務 大 臣：経済産業大臣，国土交通大臣 制定：平成 26.2.25

官 報 公 示：平成 26.2.25

原 案 作 成 者：公益財団法人日本測量調査技術協会

(〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 4-40-11 看山ビル TEL 03-3362-6840)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：情報技術専門委員会 (委員長 大蒔 和仁)

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット情報電気標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] 又は国土交通省住宅局 住宅生産課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] にご連絡ください。

なお，日本工業規格は，工業標準化法第 15 条の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	2
2 適合性	2
3 引用規格	2
4 用語及び定義	3
5 記号及び略語	5
5.1 略語	5
5.2 UML 表記法	5
5.3 UML モデルの関係	5
5.4 UML モデルのステレオタイプ	6
5.5 パッケージ略語	6
6 データ製品仕様の一般的構造及び内容	7
7 概覧	7
8 仕様の適用範囲	8
9 データ製品識別	8
10 データ内容及び構造	9
10.1 全てのデータ製品の内容及び構造の記述	9
10.2 被覆データに関する追加要件	9
11 参照系	10
12 データ品質	10
13 データ取得	10
14 データ保守	11
15 描画法	11
16 データ製品配布	11
17 追加情報	11
18 メタデータ	12
附属書 A (規定) 抽象試験項目群	13
附属書 B (参考) データ製品仕様とメタデータとの間の関係	14
附属書 C (参考) UML パッケージ	15
附属書 D (規定) データ製品仕様の適用範囲	16
附属書 E (規定) データ製品仕様内容	18
附属書 F (参考) データ製品仕様の例	29
参考文献	30
解 説	31

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益財団法人日本測量調査技術協会（APA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣及び国土交通大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣、国土交通大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

地理情報—データ製品仕様

Geographic information—Data product specifications

序文

この規格は、2007年に第1版として発行されたISO 19131及びAmendment 1(2011)を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。ただし、追補(amendment)については、編集し、一体とした。この規格は、ISO/TC 211が関与する種々の地理情報規格を基とした日本工業規格(以下、地理情報規格シリーズという。)の一つである。

地理情報規格シリーズは、地球上の位置に直接的又は間接的に関連付けられたオブジェクト又は現象に関する情報処理技術のための規格であり、河川、道路などに関する様々なデータを電子化し、各種情報処理の高度化・効率化に適用される。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項であり、文脈上説明を加えた方が望ましい若しくは国際規格と異なる箇所を明示するためにこの規格で追加している。

データ製品仕様は、データ集合又はデータ集合系列についての、任意の団体による作成、提供及び使用を可能にする追加情報を附帯した詳細な記述である。データ製品仕様は、データ製品について、それが実現する可能性のある要件に関する正確な技術上の記述となる。しかしながら、データ製品仕様はデータ集合がどのようにあるのが望ましいかだけを定義するにすぎない。様々な理由によって、データ集合は、製品仕様のとおり作成することができないこともある。製品となったデータ集合と一緒に付けるメタデータには、製品のデータ集合が実際にどうなっているかを反映することが望ましい。データ製品仕様は、異なる場面で、異なる団体が、異なる理由で、作成及び使用することができる。データ製品仕様は、例えば、既存のデータから派生した製品だけではなく、最初の工程であるデータ収集に対しても使用することができる。データ製品仕様は、作成者が自らの製品の仕様を定めるために又は使用者が自らの要件を提示するために、作成してもよい。

この規格の目的は、その他の既存の地理情報規格へ適合するデータ製品仕様を作成するときの実用上の手引を規定することである。その狙いは、データ製品を規定するために使用する箇条の完全なリストを提示することである。

この規格は、既存の規格の一部を参照する。データ製品に含まれるデータを規定する幾つかの箇条は、同じデータ製品の結果であるデータ集合のメタデータとして使用することもできる。

作成過程の規定はデータ製品仕様に必要ななく、データ製品の結果の規定が必要となる。ただし、データ製品の記述に必要と判断する場合は、作成及び保守に関する事項を含んでもよい。

この規格は、データ製品仕様内容及び構造を示す。

データ製品仕様に関する事項が、既に別の地理情報規格シリーズの規格で定義されている場合、その地理情報規格への参照を明示する。